資料3

議題３　私立高等学校等授業料補助金について（豊田市、安城市提出）

市名	回答			
	（1）市独自の私立高等学校等授業料補助金を交付しているか	交付している場合		
		（2）令和6年度の支給要件（所得要件）と交付額	（3）令和7年度の支給要件（所得要件）と交付額	（4）私立学校の就学支援金が増額となった場合の令和8年度以降の運用の方針（基準の変更、補助金自体の廃止等）
名古屋市	交付している	４つの条件をすべて満たしていること （１）愛知県が独自に実施する私立高等学校授業料軽減事業の対象範囲にあてはまらないこと （２）愛知県内に設置されている私立高等学校（全日制・定時制）に10月１日時点で在籍していること （３）生徒とその保護者等の住所がともに10月１日に名古屋市内にあること （※定時制の場合は、生徒の住所が10月１日に名古屋市内にあること） （４）保護者等の令和６年度の「課税標準額×６％－市民税の調整控除額×3/4」の合計額（算定基準額）が補助基準に該当すること （Ⅰ）令和６年度算定基準額が 325,500 円未満の世帯…1・2年生：年額48,000円、３年生：年額46,200円 （Ⅱ）令和６年度算定基準額が 415,500 円未満の世帯…1・2年生：年額28,800円、３年生：年額27,800円 （Ⅲ）令和６年度算定基準額が 415,500 円以上かつ、扶養する23歳未満の子で数えて生徒本人が第３子以降の子である場合…1・2年生：年額28,800円、３年生：年額27,800円	３つの条件をすべて満たしていること （１）愛知県が独自に実施する私立高等学校授業料軽減事業の対象外であること （２）愛知県内に設置されている私立高等学校に10月１日時点で在籍していること （３）生徒とその保護者等の住所がともに10月１日に名古屋市内にあること ＜全日制・定時制＞　（年額） （Ⅰ）令和7年度算定基準額が325,500円未満の世帯…1・2年生：49,800円、３年生：48,000円 （Ⅱ）令和7年度算定基準額が325,500円以上の世帯…1・2年生：29,900円、３年生：28,800円 ＜通信制（定額制授業料の場合）＞　（年額） （Ⅰ）令和7年度算定基準額が325,500円未満の世帯…1・2年生：3,600円 （Ⅱ）令和7年度算定基準額が325,500円以上の世帯…1・2年生：2,200円 ＜通信制（単位制授業料の場合）＞　（１単位当たり） （Ⅰ）令和7年度算定基準額が325,500円未満の世帯…1・2年生：144円 （Ⅱ）令和7年度算定基準額が325,500円以上の世帯…1・2年生：88円	国で議論が進められている就学支援金制度の拡充の動きを踏まえ、私立高校授業料補助制度を含め、高校教育段階の本市の就学奨励制度のあり方を検討する。 ※本市奨励制度の現状や課題、今後の方向性について、国の動向等も視野に入れながら、外部有識者との懇談会を開催予定。
豊橋市	交付している	授業料を上限として、以下の金額を国県補助に上乗せしている。 【私立高等学校（全日制）】 市町村民税の所得割額　212,700円未満の世帯　21,600円(R4入学者) 15,600円(R5入学者)　8,400円(R6入学者) 市町村民税の所得割額　212,700円以上～304,200円未満の世帯　21,600円(R4～R6入学者) 市町村民税の所得割額　304,200円以上の世帯　支給なし(R4～R6入学者) 【私立高等学校（通信制）】 市町村民税の所得割額　212,700円以上～304,200円未満の世帯　21,600円(R4～R6入学者　※１単位当たり864円) 市町村民税の所得割額　212,700円未満または304,200円以上の世帯　支給なし(R4～R6入学者) 【私立専修学校】 市町村民税の所得割額　212,700円未満の世帯　30,000円(R4入学者) 22,800円(R5入学者)　21,600円(R6入学者) 市町村民税の所得割額　212,700円以上～304,200円未満の世帯　21,600円(R4～R6入学者) 市町村民税の所得割額　304,200円以上の世帯　支給なし(R4～R6入学者)	授業料を上限として、以下の金額を国県補助に上乗せしている。 【私立高等学校（全日制）】※予定 市町村民税の所得割額　212,700円未満の世帯　15,600円(R5入学者) 8,400円(R6入学者)　0円（R7入学者） 市町村民税の所得割額　212,700円以上～304,200円未満の世帯 21,600円(R5～R7入学者) 市町村民税の所得割額　304,200円以上の世帯　支給なし(R5～R7入学者) 【私立高等学校（通信制）】※予定 市町村民税の所得割額　212,700円以上～304,200円未満の世帯 21,600円(R5～R7入学者　※１単位当たり864円) 市町村民税の所得割額　212,700円未満または304,200円以上の世帯 支給なし(R5～R7入学者) 【私立専修学校】※予定 市町村民税の所得割額　212,700円未満の世帯　22,800円(R5入学者) 21,600円（R6～R7入学者） 市町村民税の所得割額　212,700円以上～304,200円未満の世帯 21,600円(R5～R7入学者) 市町村民税の所得割額　304,200円以上の世帯　支給なし(R5～R7入学者)	現時点では未定である。今後、運用方針について検討を行う予定。

議題３　私立高等学校等授業料補助金について（豊田市、安城市提出）

市名	回答			
	（1）市独自の私立高等学校等授業料補助金を交付しているか	交付している場合		
		（2）令和6年度の支給要件（所得要件）と交付額	（3）令和7年度の支給要件（所得要件）と交付額	（4）私立学校の就学支援金が増額となった場合の令和8年度以降の運用の方針（基準の変更、補助金自体の廃止等）
岡　崎　市	交付している	愛知県私立高校等授業料軽減補助金における所得基準の「甲」又は「乙」に該当すること。交付額上限12,000円	同左	未定
一　宮　市	交付していない			当市では授業料補助金は交付していないが、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を目的とする高等学校等就学助成金を交付しており、私立高等学校の生徒の場合、保護者の市県民税所得割額の合算額が272,500円未満で1人年額1万円を交付している。授業料補助金でないため就学支援金の増額により直ちに廃止等は考えていない。今後の基準については県や近隣自治体の動向を踏まえて検討していく。
瀬　戸　市	交付している	支給要件：１０月１日現在で市内に在住し、私立高等学校などに在籍する生徒の授業料を負担しており、愛知県の私立高等学校等授業料軽減補助金の甲区分に該当する方 交付額：年額10,000円（上限額）	支給要件：１０月１日現在で市内に在住し、私立高等学校などに在籍する生徒の授業料を負担しており、愛知県の私立高等学校等授業料軽減補助金の甲区分に該当する方 交付額：年額10,000円（上限額）	令和８年度以降も事業を継続する予定だが、今後の対象者数を見て事業の縮小・廃止を考えていく。
半　田　市	交付していない	－	－	－
春 日 井 市	交付している	支給要件：10月1日時点で市内に住所を有し、私立高等学校や高等課程を有する専修学校などに在籍する生徒の授業料負担者で、所得要件を満たす人に支給。 （算定基準額が212,700円以上270,300円未満の場合：年額20,000円、算定基準額が270,300円以上304,200円未満の場合：年額15,000円）	支給要件：10月1日時点で市内に住所を有し、私立高等学校や高等課程を有する専修学校などに在籍する生徒の授業料負担者で、所得要件を満たす人に支給。 （算定基準額が212,700円以上270,300円未満の場合：年額20,000円、算定基準額が270,300円以上304,200円未満の場合：年額15,000円）	未定
豊　川　市	交付している	私立高等学校 甲Ⅰ：１年生2,640円、２年生9,840円、３～４年生15,840円 甲Ⅱ：１年生0円、２年生1,800円、３～４年生7,800円 乙：１年生9,960円、２年生9,600円、３～４年生9,240円 専修高等課程 甲Ⅰ：１年生19,200円、２年生22,800円、３～４年生30,000円 甲Ⅱ：１年生4,200円、２年生7,800円、３～４年生15,000円 乙：１年生8,520円、２年生8,280円、３～４年生7,560円	未定	未定
津　島　市	交付している	私立高等学校授業料として１人１万円を助成 私立高等学校授業料補助金（281人）　2,810,000円	私立高等学校授業料として１人１万円を助成 予算額　3,220千円	未定
碧　南　市	交付している	ア　生徒の親権を行う者の当該年度における高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第１条第２項の規定の例により算出した額の合計額が304,200円未満である場合、生徒１人につき18,000円 イ　生徒の親権を行う者の当該年度における高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第１条第２項の規定の例により算出した額の合計額が304,200円以上である場合、生徒１人につき12,000円	ア　生徒の親権を行う者の当該年度における高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第１条第２項の規定の例により算出した額の合計額が304,200円未満である場合、生徒１人につき18,000円 イ　生徒の親権を行う者の当該年度における高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第１条第２項の規定の例により算出した額の合計額が304,200円以上である場合、生徒１人につき12,000円	補助金自体の廃止を検討中
刈　谷　市	交付している	市内に住所を有し、基準日（１０月１日）に私立高等学校等に在籍する者の授業料負担者 所得要件：なし 交付額：25,000円/年（上限）	市内に住所を有し、基準日（１０月１日）に私立高等学校等に在籍する者の授業料負担者 所得要件：なし 交付額：25,000円/年（上限）	検討中

議題３　私立高等学校等授業料補助金について（豊田市、安城市提出）

市名	回答			
	（1）市独自の私立高等学校等授業料補助金を交付しているか	交付している場合		
		（2）令和6年度の支給要件（所得要件）と交付額	（3）令和7年度の支給要件（所得要件）と交付額	（4）私立学校の就学支援金が増額となった場合の令和8年度以降の運用の方針（基準の変更、補助金自体の廃止等）
豊　田　市	交付している	【県内の学校に在籍する者】 ・愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱別表第１に掲げる所得基準の「乙」区分に該当する者（補助額 30,000円） ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律第４条の規定による受給資格の認定を受けた者のうち、愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱別表第１に掲げる所得基準の「甲」区分及び「乙」区分のいずれにも該当しない者（補助額 20,000円） 【県外の学校に在籍する者】 ・課税所得額（課税標準額）に100分の６を乗じた額から市民税の調整控除額を控除した額（以下「算定基準額」という。）が、154,500円以上270,300円未満の世帯（補助額 30,000円） ・算定基準額が270,300円以上304,200円未満の世帯（補助額 20,000円）	【県内の学校に在籍する者】 ・愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱別表第１に掲げる所得基準の「乙」区分に該当する者（補助額 30,000円） ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律第４条の規定による受給資格の認定を受けた者のうち、愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱別表第１に掲げる所得基準の「甲」区分及び「乙」区分のいずれにも該当しない者（補助額 20,000円） 【県外の学校に在籍する者】 ・課税所得額（課税標準額）に100分の６を乗じた額から市民税の調整控除額を控除した額（以下「算定基準額」という。）が、154,500円以上270,300円未満の世帯（補助額 30,000円） ・算定基準額が270,300円以上304,200円未満の世帯（補助額 20,000円） ※高校生等臨時支援金の支給対象者については、対象外	以下、検討中の内容となります。 補助金自体の廃止
安　城　市	交付している	①愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱別表第１に掲げる所得基準のいずれかに該当する者：３万円 ②高等学校等就学支援金の支給に関する法律第４条に規定する受給資格の認定を受けた者のうち、愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱別表第１に掲げる所得基準のいずれにも該当しないもの：１万円	令和６年度と同じ	可能であれば、補助金の廃止を検討したいが、廃止をしない場合でも、実質的に現行の支給要件と交付額となるように制度の改正を行いたい。
西　尾　市	交付している	愛知県の所得基準を準用 甲に該当する人　　年額30,000円 乙に該当する人　　年額12,000円 その他・区分外　　年額10,000円	令和６年度と同様	愛知県の所得基準を参考にしつつ、適切に変更する
蒲　郡　市	交付している	（支給要件） ・令和6年10月1日現在、私立高等学校等に在籍する生徒の授業料を負担している方で、蒲郡市に住所を有する方。 ・授業料負担者の「課税標準額×0.06-市町村民税の調整控除額」が0円から270,299円まで。 （交付額） 年額12,000円（上限）	（支給要件） ・令和7年10月1日現在、私立高等学校等に在籍する生徒の授業料を負担している方で、蒲郡市に住所を有する方。 ・授業料負担者の「課税標準額×0.06-市町村民税の調整控除額」が0円から270,299円まで。 （交付額） 年額12,000円（上限）	県内他市町村の動向を伺いながら方針を検討する。 基準の変更を行う予定はないため、就学支援金の増額で授業料の保護者負担がなくなるのであれば補助金自体を廃止する可能性もあり。
犬　山　市	交付している	・補助を受けようとする日の属する年度の10月1日において、私立高等学校等に在籍する者の保護者 ・10月1日において市内に住所を有する者 ・愛知県私立学校授業料軽減補助金交付要綱別表第１に掲げる所得基準のいずれかに該当する世帯に属する者 年額20,000円（授業料の保護者負担額が20,000円に満たない場合は、その負担額とする。）	・補助を受けようとする日の属する年度の10月1日において、私立高等学校等に在籍する者の保護者 ・10月1日において市内に住所を有する者 ・愛知県私立学校授業料軽減補助金交付要綱別表第１に掲げる所得基準のいずれかに該当する世帯に属する者 年額20,000円（授業料の保護者負担額が20,000円に満たない場合は、その負担額とする。）	補助金の廃止
常　滑　市	交付していない			
江　南　市	交付している	該当年１０月１日時点で私立高等学校等に在籍している生徒の保護者等で江南市に住所を有しており、いずれかの所得区分に該当する方。 ・生活保護を受けている世帯、もしくは県民税所得割額と市民税所得割額とを合算した額が非課税の世帯に年額15,000円 ・課税所得額(課税標準額)に100分の6を乗じた額から、市民税の調整額控除額を控除した額が212,700円未満の世帯に年額10,000円	令和6年度と同様	変更なしの予定

議題３　私立高等学校等授業料補助金について（豊田市、安城市提出）

市名	回答			
	（1）市独自の私立高等学校等授業料補助金を交付しているか	交付している場合		
		（2）令和6年度の支給要件（所得要件）と交付額	（3）令和7年度の支給要件（所得要件）と交付額	（4）私立学校の就学支援金が増額となった場合の令和8年度以降の運用の方針（基準の変更、補助金自体の廃止等）
小　牧　市	交付している	所得要件：当該年度の課税所得額（課税標準額）に100分の6を乗じた額から、市民税の調整控除額を控除した額が270,300円未満の世帯の構成員 交付額：（国や県の補助制度対象者でその補助後の）当該年度分として納入すべき授業料（上限80,000円）	所得要件：当該年度の課税所得額（課税標準額）に100分の6を乗じた額から、市民税の調整控除額を控除した額が270,300円未満の世帯の構成員 交付額：（国や県の補助制度対象者でその補助後の）当該年度分として納入すべき授業料（上限80,000円）	廃止の方向で検討
稲　沢　市	交付している	市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯　年額１３，０００円 その他の世帯　年額１２，０００円	一律　年額１３，０００円	国は、就学支援金に係る収入要件の撤廃や、支援金の上限を現行の39万6,000円から引き上げる方向で検討しています。 もし、このとおりに制度改正された場合、収入要件なしに私立高等学校授業料の無償化が実現することとなりますので、公立、私立学校間における負担の格差是正を目的とする本市の補助金についても、制度の大幅な見直しや廃止も含めて検討を要するものと考えます。
新　城　市	交付している	支給要件 ⑴ 補助を受けようとする年度（以下「当該年度」という。）の１０月１日（以下「基準日」と いう。）において私立高等学校、専修学校又は職業訓練施設に在籍する者。 ⑵ 対象生徒の保護者（父又は母。ただし、父又は母以外に所得税法上の対象生徒の扶養者とな る者がある場合は、その者を含む。（以下「申請者」という。））が基準日において市内に住所 を有し、かつ、愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱の別表第１に掲げる甲の区分 に該当する者。 【対象外】 ⑴ 基準日において、当該学校における特待生又は奨学生等で、授業料の納付を全部免除されて いる者。 ⑵ 国の高等学校等就学支援金及び愛知県私立高等学校 等 授業料軽減補助金の受給により授業 料の支払いが生じない者。 ⑶ 通信制の課程に在籍する者 交付額：１，１６８，０００円	支給要件：令和６年度から変更なし。 交付額：未定（令和７年度の補助金は１０月～１１月申請開始予定）	国や県の補助金によって授業料が全額免除になった場合、市の授業料補助金は廃止する。 別途補助を行うかについては未定のため、今後検討する。
東　海　市	交付している	支給要件： ㋮　市内の中学校を卒業し、令和７年（２０２５年）４月に高等学校に進学予定の方 ＊　高等学校には、高等専門学校及び中等教育学校の後期課程を含む。 ＊　専門学校及び通信制高等学校は対象外 🔍　高等学校に進学後、本市に住所を有する方 ・　成績良好な方（中学校３年間の通知表の評価点の平均が２．７以上、又は中学校第３学年の第２学期の平均点が２．７以上の方） ー　経済的理由により就学困難な方 ＊　世帯の所得の合計が４２０万円以下 交付額：月額１万円（１年生の最初の支給月のみ６万円）	支給要件： ㋮　市内の中学校を卒業し、令和８年（２０２６年）４月に高等学校に進学予定の方 ＊　高等学校には、高等専門学校及び中等教育学校の後期課程を含む。 ＊　専門学校及び通信制高等学校は対象外 🔍　高等学校に進学後、本市に住所を有する方 ・　成績良好な方（中学校３年間の通知表の評価点の平均が２．７以上、又は中学校第３学年の第２学期の平均点が２．７以上の方） ー　経済的理由により就学困難な方 ＊　世帯の所得の合計が４２０万円以下 交付額：月額１万円（１年生の最初の支給月のみ６万円）	基準変更なしの予定
大　府　市	交付していない			

議題３　私立高等学校等授業料補助金について（豊田市、安城市提出）

市名	回答			
	（1）市独自の私立高等学校等授業料補助金を交付しているか	交付している場合		
		（2）令和6年度の支給要件（所得要件）と交付額	（3）令和7年度の支給要件（所得要件）と交付額	（4）私立学校の就学支援金が増額となった場合の令和8年度以降の運用の方針（基準の変更、補助金自体の廃止等）
知　多　市	交付している	＜支給要件＞令和６年度に納付すべき県民税の所得割額と、市民税の所得割額とを合算した額が272,500円未満の世帯 ＜交付額＞１０，０００円/人（ただし、実際に支払う授業料が１０，０００円未満の場合は、授業料相当額）	＜支給要件＞令和７年度に納付すべき県民税の所得割額と、市民税の所得割額とを合算した額が272,500円未満の世帯 ＜交付額＞１０，０００円/人（ただし、実際に支払う授業料が１０，０００円未満の場合は、授業料相当額）	検討中
知　立　市	交付している	■支給要件（所得要件） 父母の課税所得額（課税標準額）に100分の6を乗じた額から、市民税の調整控除額を控除した額が270,300円未満の世帯は最大18,000円を交付。 上記以外は最大12,000円を交付。ただし、愛知県等他の団体などから授業料に対する補助金を支給されている場合は、正規の授業料とその他補助の差額を交付上限額から差し引いた金額を支給。 ■交付額 4,851,960円	■支給要件（所得要件） 上記（２）に同じ。 ■交付額 未定。10月申請、翌2月交付決定予定。	未定。
尾 張 旭 市	交付している	１　令和６年１０月１日において、私立学校に在籍している ※　対象となる私立学校は、私立の義務教育学校及び中等教育学校の前期課程、高等学校、中等教育学校の後期課程及び専修学校　（修業年限が３年の高等課程に限る。） ※　高等学校等の専攻科又は別科を除きます。 ２　令和６年１０月１日において、その保護者が尾張旭市に住所を有する ３　次の所得基準に該当する 高等学校、中等教育学校（後期課程）及び専修学校で、その保護者が愛知県私立高等学校等授業料軽減事業の所得基準の「甲」、「乙」区分に該当し軽減決定を受けている場合 ・甲Ⅰ 県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が非課税の世帯　18,000円 ・甲Ⅱ 課税所得額（課税標準額）に１００分の６を乗じた額から、市町村民税の調整控除額（政令指定都市は当該額の４分の３を乗じた額）を控除した額（以下「算定基準額」という。）が212,700円未満の世帯　15,000円 ・ 乙　算定基準額が270,300円未満の世帯　12,000円 ・多子加算　対象児童生徒に保護者等の扶養親族であり、年齢が２３歳未満である兄・姉がいる場合　5,000円	１　令和７年１０月１日において、私立学校に在籍している ※　対象となる私立学校は、私立の義務教育学校及び中等教育学校の前期課程、高等学校、中等教育学校の後期課程及び専修学校　（修業年限が３年の高等課程に限る。） ※　高等学校等の専攻科又は別科を除きます。 ２　令和７年１０月１日において、その保護者が尾張旭市に住所を有する ３　次の所得基準に該当する 高等学校、中等教育学校（後期課程）及び専修学校で、その保護者が愛知県私立高等学校等授業料軽減事業の所得基準の「甲」、「乙」区分に該当し軽減決定を受けている場合 ・甲Ⅰ 県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が非課税の世帯　18,000円 ・甲Ⅱ 課税所得額（課税標準額）に１００分の６を乗じた額から、市町村民税の調整控除額（政令指定都市は当該額の４分の３を乗じた額）を控除した額（以下「算定基準額」という。）が212,700円未満の世帯　15,000円 ・ 乙　算定基準額が270,300円未満の世帯　12,000円 ・多子加算　対象児童生徒に保護者等の扶養親族であり、年齢が２３歳未満である兄・姉がいる場合　5,000円	補助金自体を廃止する予定
高　浜　市	交付している	所得要件：補助年度の市民税の課税の基準となる課税総所得金額が350万円以下の世帯 交付額：588,000円	所得要件：補助年度の市民税の課税の基準となる課税総所得金額が350万円以下の世帯 令和7年度当初予算額：600,000円	就学支援金が増額となった場合に保護者等の授業料負担がどう変化していくかが不明なため、現時点では基準の変更や補助金自体の廃止は検討していない。
岩　倉　市	交付している	課税所得額（課税標準額）に１００分の６を乗じた額から、市町村民税の調整控除額（政令指定都市は当該額の４分の３を乗じた額）を控除した額（以下、「算定基準額」という。）が２１２，７００円未満の世帯　年額２２，０００円 算定基準額が２７０，３００円未満の世帯　年額１４，５００円 （ただし、当該学年度分として私立高等学校等へ納入すべき授業料の額が補助金額に満たない場合は、その納付すべき授業料相当額とする）	（２）と同じ	未検討
豊　明　市	交付している	●支給要件　令和６年度（令和５年中）における市町村民税の非課税者 ●交付額　10,000円	●支給要件　令和７年度（令和６年中）における市町村民税の非課税者 ●交付額　10,000円	現時点では変更は考えていません。
日　進　市	交付していない			

議題３　私立高等学校等授業料補助金について（豊田市、安城市提出）

市名	回答			
	（1）市独自の私立高等学校等授業料補助金を交付しているか	交付している場合		
		（2）令和6年度の支給要件（所得要件）と交付額	（3）令和7年度の支給要件（所得要件）と交付額	（4）私立学校の就学支援金が増額となった場合の令和8年度以降の運用の方針（基準の変更、補助金自体の廃止等）
田　原　市	交付していない			
愛　西　市	交付している	【支給要件】当該年度の市民税額の算定に用いた課税総所得金額が500万円を超えない者　【交付額】年額10,000円/人	【支給要件】当該年度の市民税額の算定に用いた課税総所得金額が500万円を超えない者　【交付額】年額10,000円/人	補助金廃止を検討
清　須　市	交付している	①補助を受けようとする学年度の１０月１日において、学校法人の設置する高等学校及び高等専門学校又は、専修学校の高等課程（通信制・各種学校は除く）に在籍する生徒の授業料又は入学金を負担している者（負担する者の住所が清須市内にある方のみ） ※授業料又は入学金の納付が全額免除されている生徒、３年を越えて在籍している生徒の場合には、対象外。 ②下記の計算式で出される金額の世帯合計額が２７０，２９９円以下の者 ＜計算式＞ 当該年度の課税標準額×０．０６－調整控除額 【交付額】 年額18,000円（上限） ※国の高等学校等就学支援金、愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金、愛知県私立高等学校等入学納付金補助金又はその他地方公共団体が行う補助金を受給していることにより、授業料又は入学金の実負担額が上限金額に満たない場合は、その金額までを支給。	同左	未定
北名古屋市	交付している	○支給要件：令和６年度の市町村民税課税標準額に100分の6を乗じた額から市町村民税の調整控除額（政令指定都市が課税地である場合は当該額に4分の3を乗じた額）を控除した額の合計額が154,500円未満の方 ○交付額：10,000円（年額）	同左	継続の予定
弥　富　市	交付している	支給要件：愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱に基づき授業料の軽減を受けている者 交付額：10,000円（自己負担額が10,000円未満の場合、自己負担額を上限とする）	支給要件：愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱に基づき授業料の軽減を受けている者 交付額：10,000円（自己負担額が10,000円未満の場合、自己負担額を上限とする）	現時点では基準の変更、補助金自体の廃止の予定は無し
みよし市	交付している	支給所要件：令和６(2024)年１０月１日現在において私立高等学校等に在籍する生徒の保護者で、みよし市に住所を所有し、１０月３１日時点で市税等の滞納がない。（同一の世帯に属する方又は生計を一にする方を含む。） 交付額：１２，０００円（ただし、当該年度に納付すべき授業料の額がこれに満たない場合は、その授業相当額。学校の通常の授業料から国県の授業料軽減額を差し引いた額が補助対象額となる。学校が技能連携制度を利用している場合、通信制高校分の授業料は除く）	支給所得要件：令和６年度と同様での実施予定。 交付額：１２，０００円	就学支援金の増額により授業料補助の必要性がなくなる場合は、事業廃止を検討していく。
あ　ま　市	交付している	所得要件／保護者等の当該年度の市民税の算定に用いた課税標準額の合計額が５００万円を超えないこと 補助金額／私立高校生等１人につき年額１０，０００円	令和６年度に同じ	補助金制度廃止
長久手市	交付していない			